バス事故の防止対策等について

公益社団法人　日本バス協会　安全輸送委員会

― はじめに ―

バス事業においては、安全で確実な旅客の輸送が最大の使命であり、何よりも優先されるべきものです。

安全で確実な旅客の輸送を実現するためには、交通事故等を未然に防止することが不可欠です。そのためには、運転者の安全運転の指導を図ることが最も効果的であると考えられます。

本資料は、バスにおける総合安全プラン及びバス事故の傾向と安全運転に関するポイントなどを取りまとめたものであり、運転者教育に積極的に活用し、輸送の安全性の向上に努めていただくようお願いいたします。

公益社団法人　日本バス協会
安全輸送委員長　長　尾　　真

Ⅰ．バス事故の件数と傾向

バスは乗車定員が多いため、事故が発生した場合、多数の死傷者を発生させることがあります。平成24年に発生した関越道高速ツアーバス事故では7名、平成28年に発生した軽井沢スキーバス事故では15名の尊い命が失われました。このような事故は、乗客の生命が失われるだけではなく、社会にも大きな影響を及ぼすことになります。

●乗合バス・貸切バスの死亡事故件数の推移

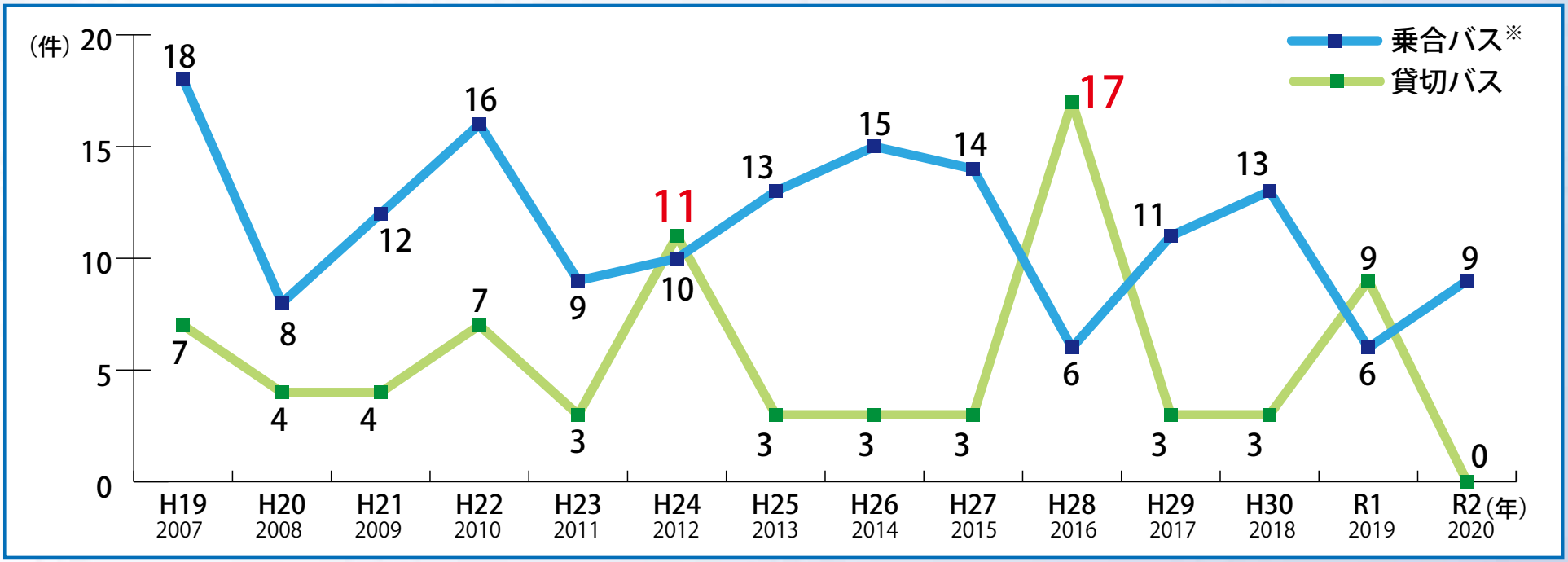

※平成29年以降、乗車定員11人未満であり路線定期運行を行う業態は、乗合バスとして計上している。
出典：警察庁「交通統計」、（公財）交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」（一部文言を変更）

乗合バスの事故件数と傾向（令和元年 1040 件）

●「単独」事故 392 件

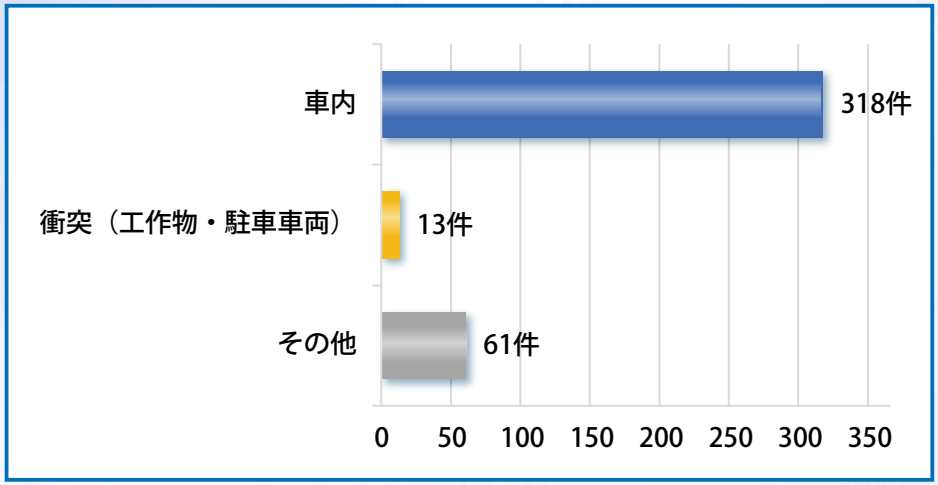

●「他車」との事故 474 件

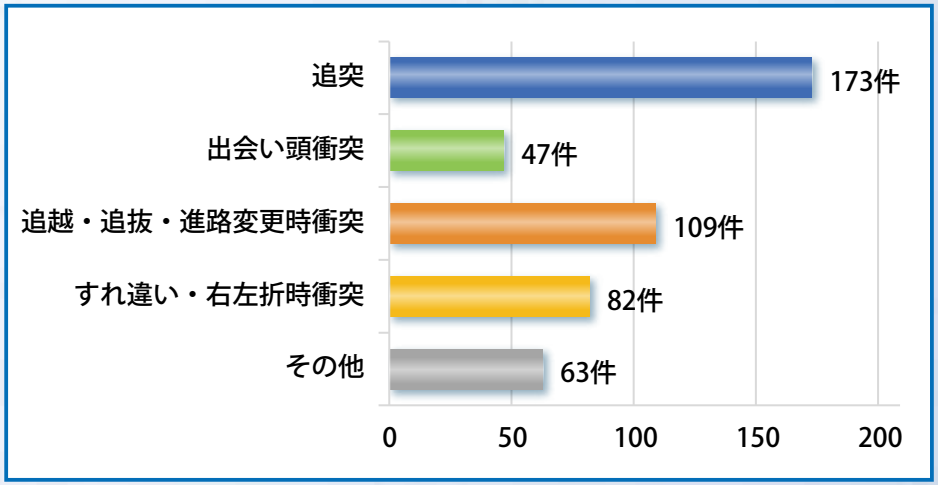

●「人」との事故 174 件

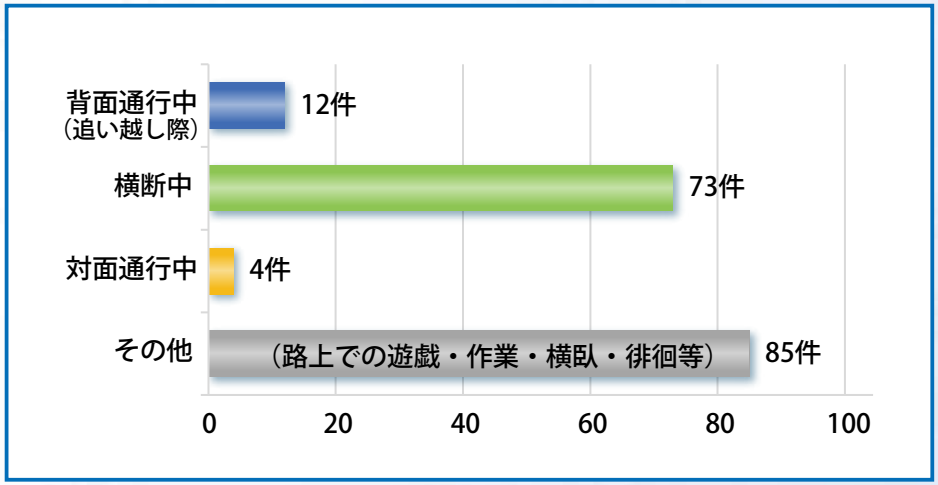

●「人」との事故（死亡事故）5 件

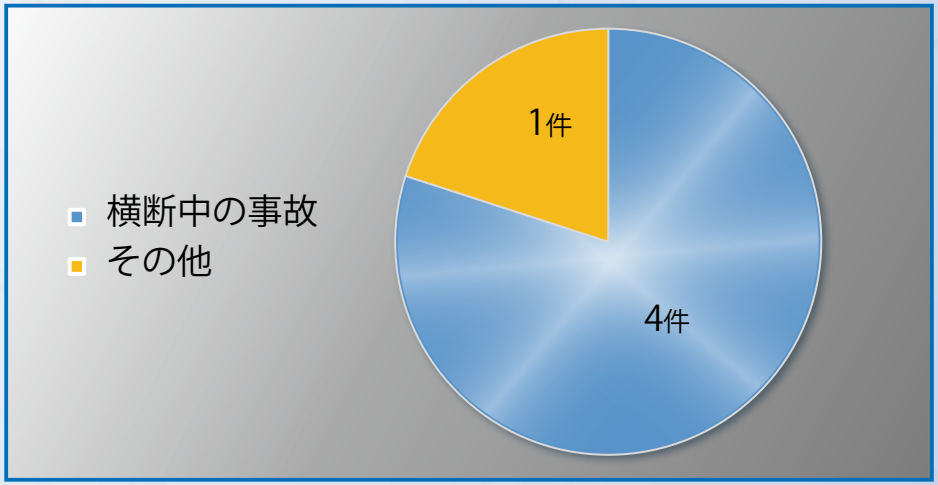

出典：（公財）交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」（一部文言を変更）

貸切バスの事故件数と傾向（令和元年 234 件）

●「単独」事故 22 件

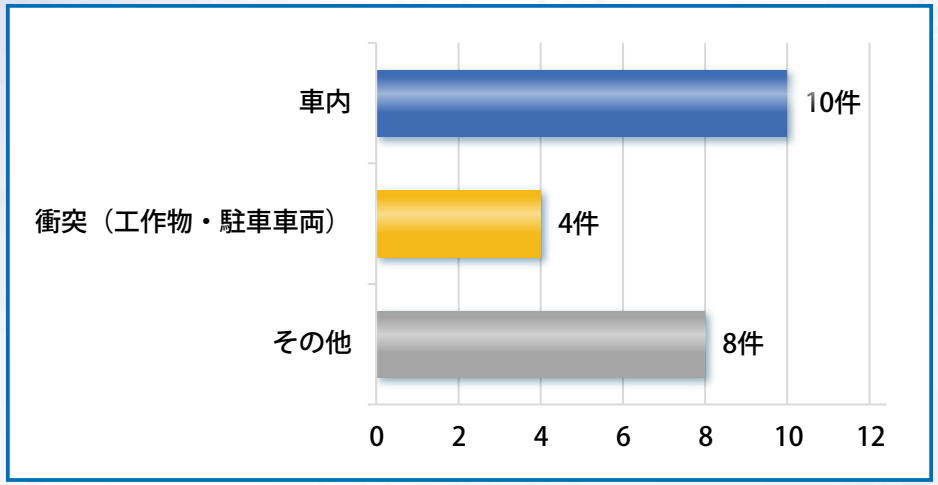

●「他車」との事故 184 件

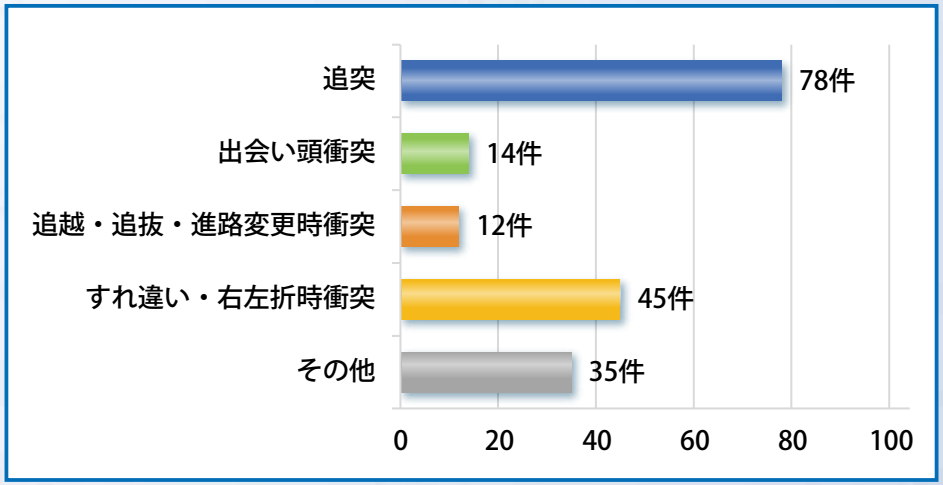

●「人」との事故 28 件

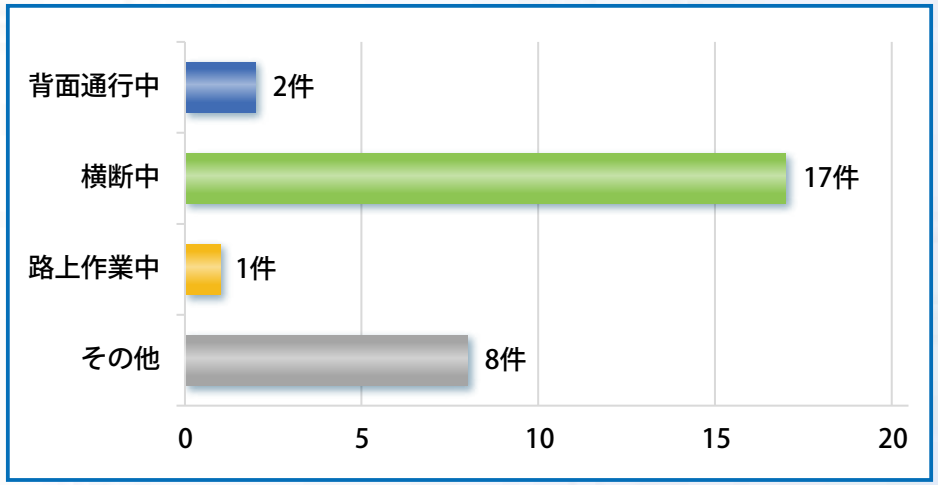

●「死亡」事故 9 件

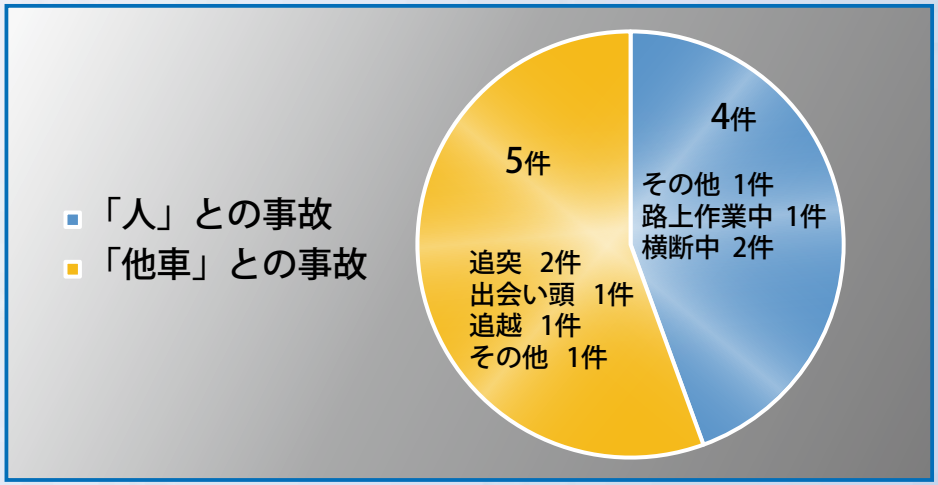

出典：（公財）交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」（一部文言を変更）

Ⅱ．事故防止のポイント

1．車内事故の防止対策

「車内事故」の被害者の大半が高齢者です。
「急」な運転操作を行わないようにしましょう。
また、発車・停車をする前に車内の乗客の状況をよく確認しましょう。

【車内事故防止のポイント】

○発車前に乗客が着席やつり革等につかまっているか、目視、車内ミラー等で確認しましょう。
○走行中の立ち上がり、座席の移動をしないよう、車内マイクを活用し、動くときは「動きます」バス停に止まるときは「扉が開くまでそのままお席でお待ちください」と車内アナウンスをしましょう。
○急ハンドル、急ブレーキの運転操作を行わないようにしましょう。
○あおり運転等、急な割込み車両等にも注意しましょう。

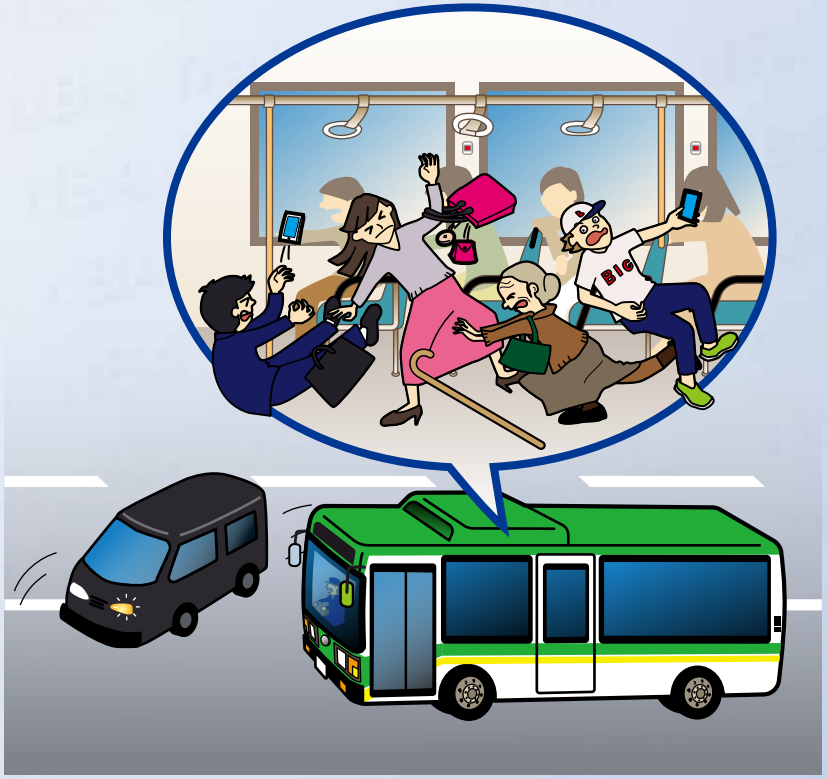

○制限速度を守り、その速度で停止や回避ができる車間距離を確保しましょう。
○発車・停車・加速は、滑らかに加減速を行いましょう。

● 車内事故防止キャンペーンポスター

2．追突事故の防止対策

「追突事故」は、脇見運転、不注意の他、前車が減速や停止をしないだろうとの憶測による運転が原因と考えられます。

【一般道での追突事故防止のポイント】

○停留所から本線へ進入する際、後方車両の確認後は、すぐに目線を前方に戻しましょう。
○カーブや悪天候などの視界が悪い状況では、細心の注意を払って運転しましょう。
○低速では、油断して脇見をしやすくなります。緊張感を持続して運転しましょう。
○制限速度を守り、その速度で停止や回避ができる車間距離を確保しましょう。
○他の車の動向や道路状況から危険を予測して運転するよう心がけましょう。
○停止時は、不意な発進を防ぐためにサイドブレーキを引きましょう。
○交差点に近づいたら、車間距離を広くとるように心がけましょう。
○強引な進路変更は、追突の危険があるので止めましょう。
○あおり運転（妨害運転）車に注意しましょう。

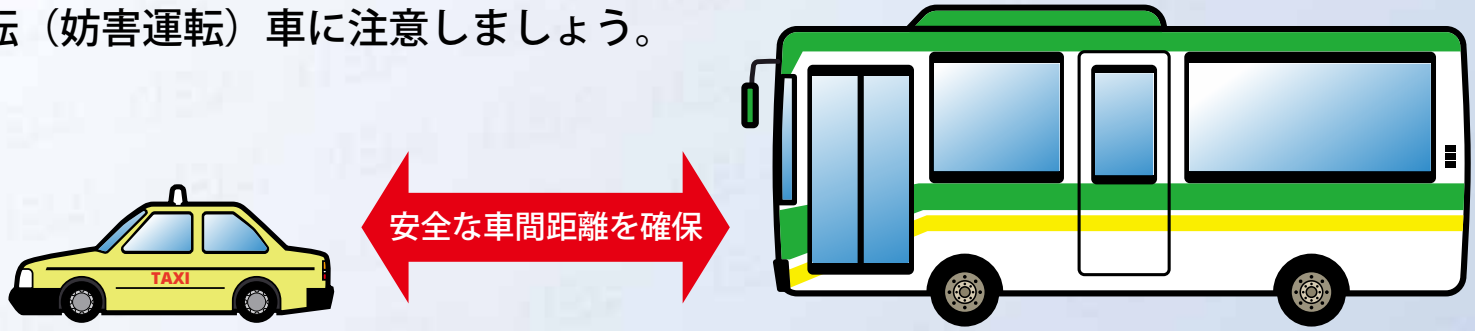

【高速道路等での追突事故防止のポイント】

○長時間走行や夜間走行では、速度の感覚が麻痺します。
時々、速度計を確認して制限速度を遵守しましょう。

○夜間走行時は、前照灯の上向きを活用しましょう。

○信号や交差点のない単調な高速道路では、油断して脇見や居眠りをしやすくなります。
常に前後左右の車両の動向を把握するなど緊張感を持続して運転しましょう。

○高速走行では、制動距離が長くなります。不測の事態にも停止や回避ができる速度の選定やその速度に応じた車間距離を確保しましょう。

○高速道路では、シートベルトの着用を促す車内アナウンスをするとともに、適宜、乗客が立ち上がっていないか車内ミラー等で確認しましょう。

○高速道路では、故障等でやむを得ず停車する場合は、車両を路肩に寄せて停車させ停止表示器材や発炎筒を設置するとともに、車外に出る場合には後続車に十分注意するなどの安全確保措置をとりましょう。また、乗客が高速道路上に出ないよう注意を払いましょう。

3．人との事故の防止対策

人との事故では、「横断中」が多くなっています。
子供や高齢者は、車が接近しても道路を無理に横断することがあるので十分に注意しましょう。
また、交差点を右左折する際には、横断歩道の安全確認を怠ることがないようにしましょう。

【横断中事故防止のポイント】

○道路脇に子供や高齢者を見かけたら、動向を注視するとともに、万一に備えて徐行しましょう。
○見通しの悪い道路、路地の多い道路では、徐行をしましょう。
○横断歩道に近づいたら、速度を落とし、歩行者・自転車の動向を注視しましょう。
○右左折時には、顔を動かして横断歩行者がいるかをよく確認しましょう。
○交差点右左折時には、安全確認を確実に実施するために横断歩道手前で一旦停止する等の安全教育の徹底をしましょう。

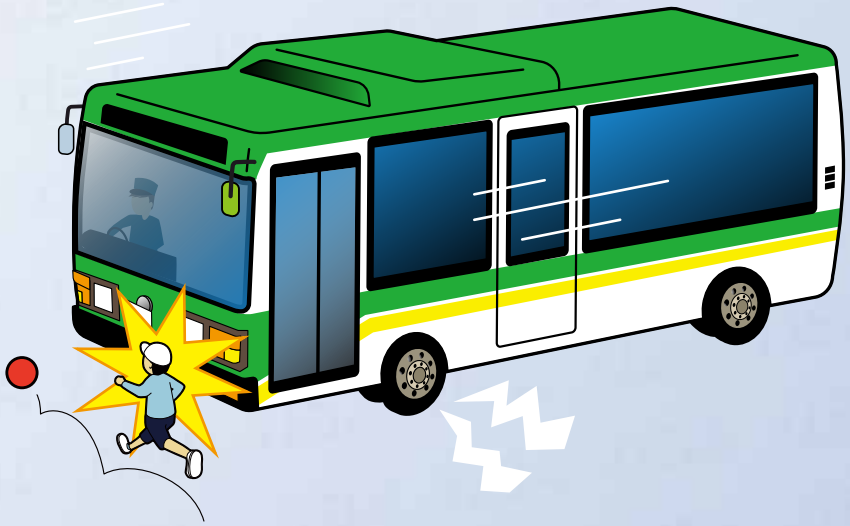

○バスは内輪差が大きいため、左後方の歩行者等を巻き込むおそれがあるので、注意しましょう。

○見通しの悪いカーブでは減速をするように心がけましょう。また、右折時に対向車がある場合には、一時停止して安全を確認しましょう。

○高齢者用施設がある場所での運転には細心の注意を払って運転しましょう。

○発進時にはアンダーミラーによる直前横断者を確認しましょう。

○横断歩道が近接するバス停では、利用者に降車直後の道路横断時の注意喚起（アナウンス）を徹底しましょう。

○ドライブレコーダー映像等、保有する情報を活用して運転者の運転特性や運転技能の確認及び研修の実施等に努めましょう。

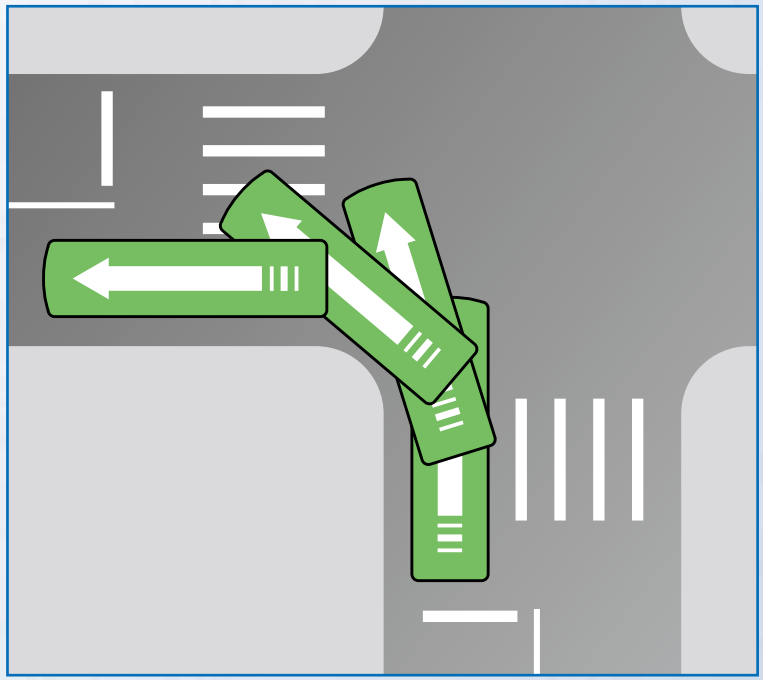

Ⅲ．死角の危険と注意点

1．交差点での死角と事故の防止対策

運転で最も注意しなければならないことは、「死角」の存在です。

死角には道路構造による死角や他車による死角などが存在します。

どのような場合に死角が生じるかを良く理解するとともに、常に死角を意識して運転しましょう。

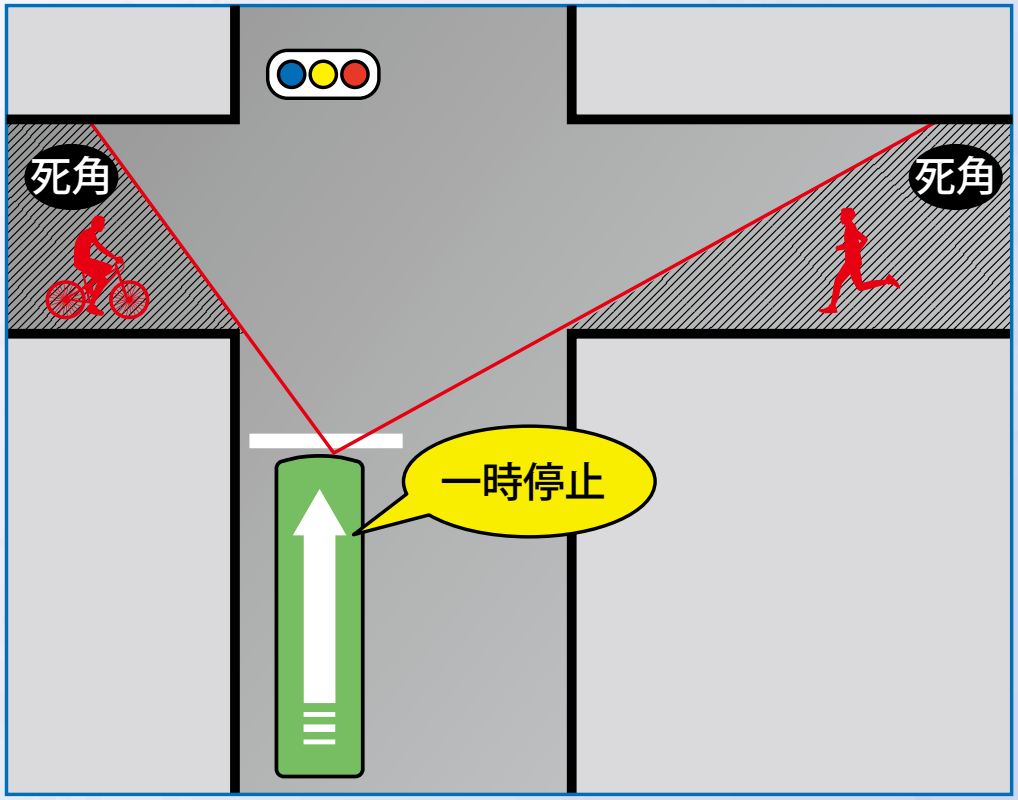

○住宅街などの見通しの悪い交差点では、ブロック塀などが死角をつくり、安全確認の難しい場所が少なくありません。原付や自転車が見えにくい場所にいることを予測し、停止線で一時停止し、安全確認をしましょう。

2．右折時の死角と事故の防止対策

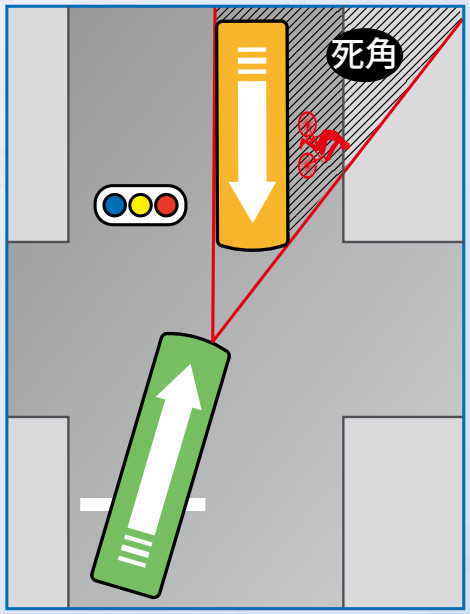

○交差点の右折時には、対向車がつくる死角に注意しましょう。
特に対向車が大型車の場合は、死角が大きくなります。
対向車等がある交差点で右折する場合には、対向車の陰に隠れている二輪車等に注意し、確実に安全が確認できるまで右折しないようにしましょう。

3．左折時の死角と事故の防止対策

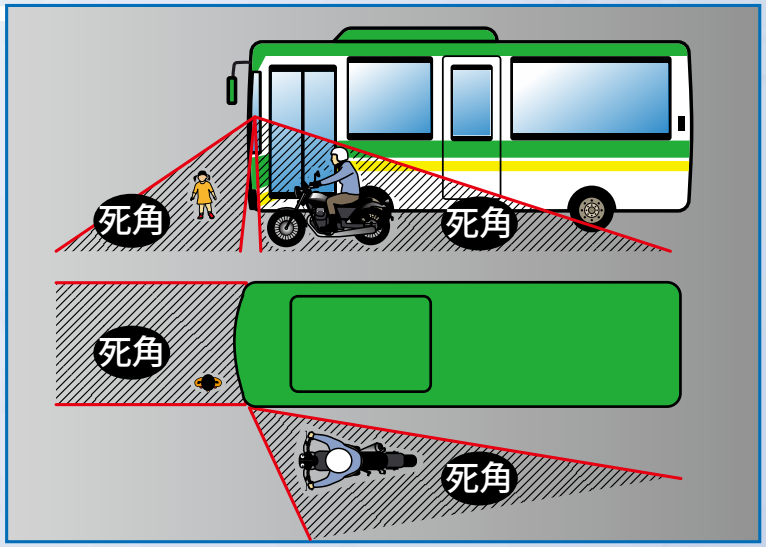

○交差点の左折時には、二輪車・自転車等の巻き込み事故に注意し、左折地点よりかなり前から、注意深くサイドミラーによる後方、側方の確認をしましょう。また、側方にはサイドミラーに写らない死角があります。振り返るなどして直接自分の目で側方の状況を確認しましょう。

4．駐停車車両の死角と事故の防止対策

○路肩の駐停車車両が死角を作るケースがあります。
左側に駐停車している車両の横を走行する際に、子供の飛び出しや高齢者の倒れ込みなどが起きる可能性があります。
これらを予測して、停止できる速度で走行しましょう。

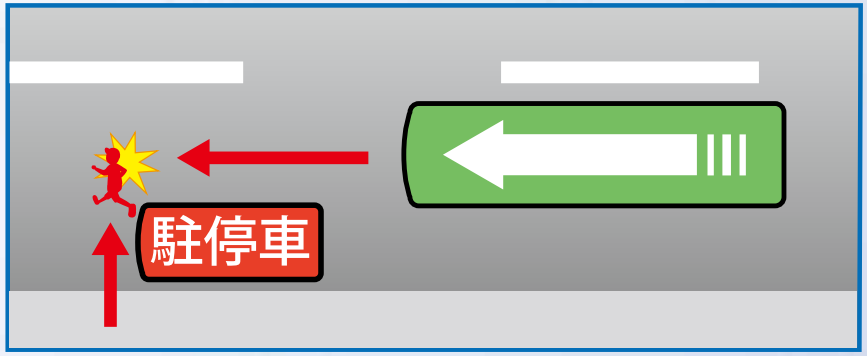

5．見通しの悪いカーブでの死角と事故の防止対策

○見通しの悪いカーブでは、カーブの先が死角となります。そのため、対向車の発見や駐車車両の発見が遅れたりします。
見通しの悪いカーブの手前では減速してセンターラインをはみ出さないように注意しましょう。

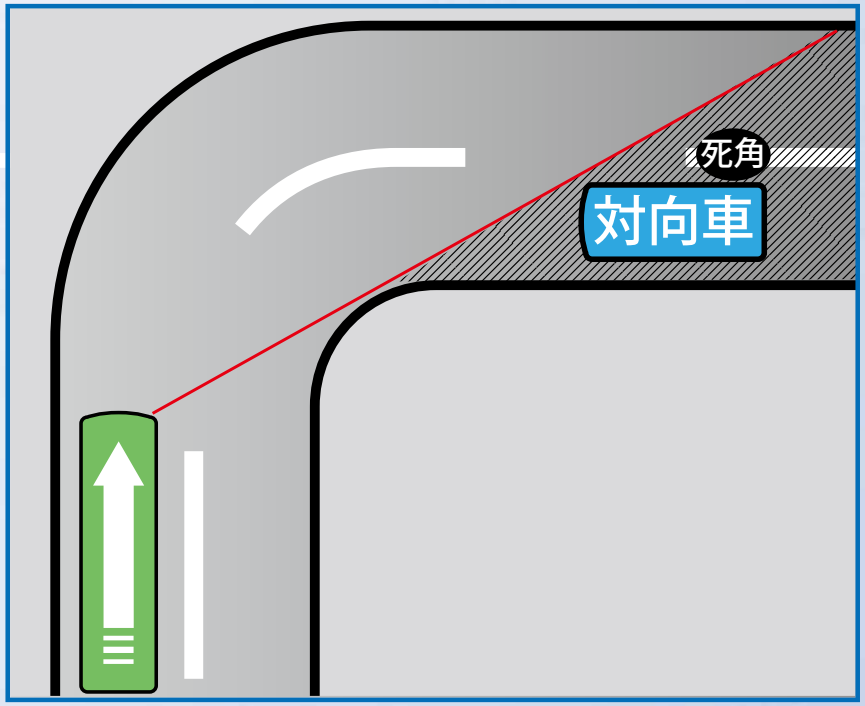

Ⅳ．悪天候・夜間の危険への配慮

悪天候・夜間の事故防止対策

悪天候や夜間においては、事故発生のリスクが高まります。
どのような危険があるのかを認識し、慎重な運転をすることで事故を回避しましょう。

【雨天時】

○雨が降り始めたらスピードを落とし、前照灯の上向きを活用しながら前車との車間距離をとって慎重な運転をしましょう。
○高速道路で速度規制が出されたときには、必ずその速度を遵守しましょう。
○急ハンドルや急ブレーキはスリップの原因となるのでやめましょう。
○水滴などで視界が悪くなり、ミラーも見えにくくなることから、無理な進路変更はやめましょう。
○最新の気象情報や交通情報等で、ゲリラ豪雨や大規模自然災害の動向に注視しましょう。

【降雪時・積雪時】

○降雪時・積雪時の車間距離は通常の２倍以上取り、スピードを落として慎重に運行しましょう。
○交差点など交通の多い場所は圧雪状態となって滑りやすいので、速度を落として運行しましょう。

○道路情報等ですべり止め規制が出たときは、早めにチェーンの装着をしましょう。
○最新の気象情報や交通情報等に留意するとともに、冬用タイヤの装着、チェーンの携行および早めの装着をしましょう。

【濃霧時】
○対向車に自車の存在を知らせるために、前照灯や前部霧灯を早めに点灯しましょう。
○常にガードレールやセンターラインなどの位置確認をして走行しましょう。
○他車の動きに注意を払うとともに、前車のブレーキランプの明滅には特に注意しましょう。

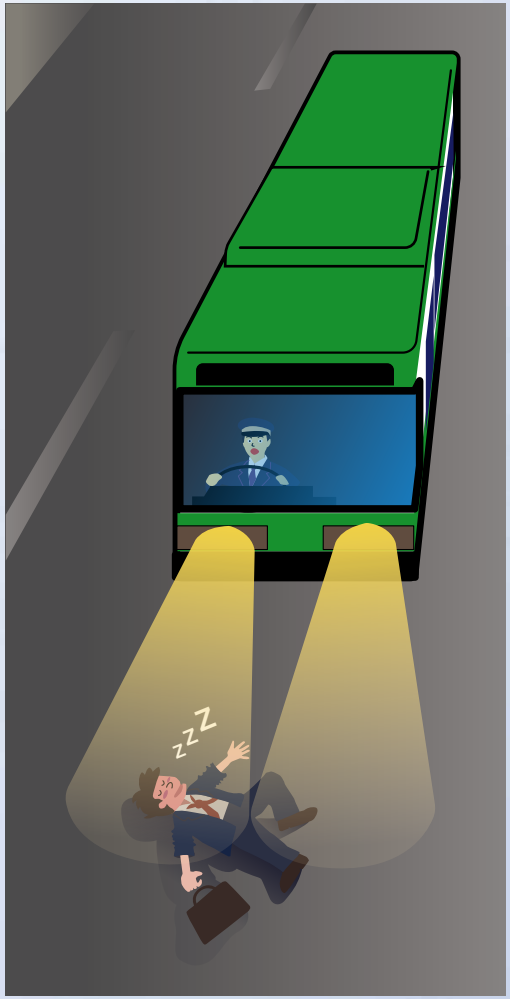

【強風時】
○橋の上、トンネルの出入口等では、強風により、ハンドルをとられないよう注意をしましょう。

【夕暮れ時・夜間時】
○夕暮れ時における前照灯の早めの点灯及び暗い道等での走行用前照灯（上向き）とすれ違い用前照灯（下向き）の小まめな切り替えを行い路上横臥者との事故等、夕暮れ時及び夜間の事故に注意しましょう。

Ⅴ．交通違反等に係る法令

道路交通法では、飲酒運転、携帯電話使用等に対する厳しい罰則を規定しており、酒酔い運転では免許取消となります。人身事故を起こした場合は、自動車運転死傷行為処罰法により、「危険運転致死罪」、「過失運転致死傷罪」が適用されます。

また、道路交通法の規定により、運転者だけでなく、会社も社会的な信頼を失うばかりか、一定期間自動車の使用制限の行政処分を受けることがあります。

罰則	酒酔い運転		免許取消：５年以下の懲役又は１００万円以下の罰金
	酒気帯び運転		３年以下の懲役又は５０万円以下の罰金
違反点数	酒酔い運転		３５点
	酒気帯び運転	0.25mg 以上	２５点
		0.15ｍｇ以上 0.25ｍｇ未満	１３点
運転者以外への処罰	車両提供者	運転者が酒酔い運転	５年以下の懲役又は１００万円以下の罰金
		運転者が酒気帯び運転	３年以下の懲役又は５０万円以下の罰金
	酒類の提供	運転者が酒酔い運転	３年以下の懲役又は５０万円以下の罰金
	車両の同乗者	運転者が酒気帯び運転	２年以下の懲役又は３０万円以下の罰金

○携帯電話等を使用して交通の危険を生じさせた場合には、「携帯電話使用等（交通の危険）」違反となり、１年以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられます。
また、運転中に携帯電話等を使用しただけでも「携帯電話使用等（保持）」違反となり、 ６か月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金が科せられます。

○危険運転致死傷罪は、酒酔い運転等の悪質・危険な運転によって人身事故を起こした場合に適用されます。飲酒の他にも、危険ドラックの服用、危険なスピード、無理な追い越し、信号無視等の行為で人を死傷させた場合にも適用されます。
◆死亡事故の場合：1 年以上 20 年以下の懲役
◆負傷事故の場合：15 年以下の懲役

○自動車運転過失致死傷罪は、自動車を運転する際に必要な注意を怠って、人を死傷させた場合に適用されます。
◆ 7 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

○覚せい剤を所持・使用した場合、「覚醒剤取締法」による刑罰が適用されます。

◆10 年以下の懲役

○危険ドラックを所持・使用した場合、「麻薬及び向精神薬取締法」による刑罰が適用されます。

◆ 7 年以上の懲役

○運転者に対する日常的飲酒に関する指導・注意喚起を徹底するとともに、遠隔地でのアルコールチェックの更なる実効性の確保に努めるほか、覚せい剤、危険ドラッグについても細心の注意を払いましょう。

出典：警察庁ホームページ

Ⅵ．健康管理の重要性

運転者の疾病が交通事故の原因となることがあります。
日頃の健康管理は、安全運行のための基本です。

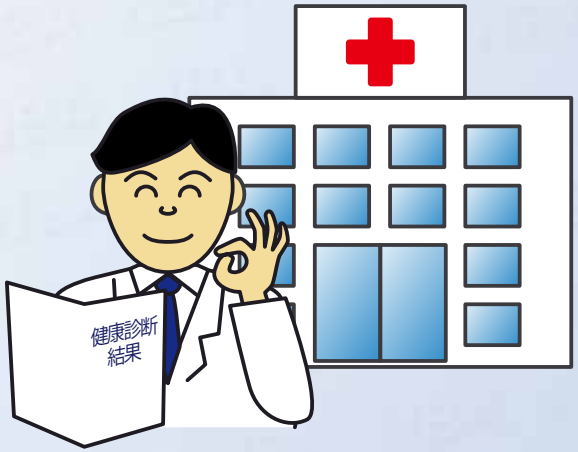

【健康診断受診の必要性】

○健康障害を防止するために医療機関の健康診断を定期的に受け、健康な状態を保つように心がけましょう。また、健康診断で、注意事項が指摘された場合には、医師の指示に従って適切な治療を行い、健康な状態に戻すように努めましょう。

○SAS・脳血管疾患及び心臓疾患については発症する前のスクリーニング検査による早期発見・早期治療が重要になります。

○運転者が健康で安全に業務ができる環境にしましょう。

○十分に睡眠を取っていても、眠気がとれない場合には、睡眠時無呼吸症候群（SAS）が疑われます。SAS は生活習慣病と密接に関係しており、放置すると生命に危険が及ぶこともあります。また、SAS 特有の眠気は、交通事故につながる危険性も高く、早期に治療することが大切です。

○CPAP の適切な治療によって、良好な睡眠を取ることができると、運転に支障が出るような眠気や疲れを感じることがなくなります。

【点呼時の体調申告】

○点呼時に運転に支障をきたす可能性がある体調の異常を少しでも感じた場合、運行管理者にその旨を申告しましょう。

○眠気を招く成分が入っている「かぜ薬等」を服用すると運転に支障をきたします。
運行前に眠気を招く成分の入っている薬物を服用した場合には、運行管理者にその旨を申告しましょう。

【新型コロナウイルス等感染対策等】

○インフルエンザ等運転者の体調急変に係る管理の徹底をお願いいたします。

○運転者に対して運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、すぐに安全な場所に停車し速やかに営業所に連絡する等の指導をお願いします。

○「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」、「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」の周知の徹底をしましょう。

○車内の座席、つり革、手すり等の消毒の徹底をしましょう。

○マスクの着用、時差出勤、車内換気の周知の徹底をしましょう。

○対面による運転者への点呼時における「三つの密」を避けるための取組の徹底をしましょう。

○運行管理者等に対し、マスク着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じるよう徹底をしましょう。

○旅客に対し、乗車時のマスクの着用及び手洗いの励行等感染防止対策を徹底すること、時差出勤の推奨、会話を控えること等を呼びかけるよう周知をしましょう。

○高度な点呼機器の活用による IT 点呼（遠隔点呼）の導入をしましょう。

○換気改善装置の導入促進及びバスを安心して利用して頂く車内換気等の啓発をしましょう。

○風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

【啓発資料】